第５回WG　参考資料１

こどもまんなか
こども家庭庁

こども
まんなか

諸外国における
青少年のインターネットの利用を
巡る課題と対策について

令和７年４月24日

成育局安全対策課

いわゆる「SNS規制」について（オーストラリア、アメリカ）

課題等

○　SNSについては、こどもが、薬物乱用・自殺・自傷行為・暴力的コンテンツなど極めて有害なコンテンツをオンラインで閲覧できてしまう等により、危険な食生活の促進、発達や健康、メンタルヘルスへの悪影響がある可能性が指摘されている。

○　こうした問題を踏まえ、オーストラリアでは16歳未満が接続できないようにする措置を法定化した。また、アメリカでは、各州においてそれぞれ規制が行われている（事業者団体の訴訟を受け施行が一時停止中の場合がある）。

オーストラリアの対応

○　16歳未満のSNSアカウント保有を実質的に禁止する「オンライン安全改正法案（ソーシャルメディア最低年齢）」が2024年11月に可決。同法では対象となるサービスを運営する事業者に対し、16歳未満によるサービス利用を制限する「合理的な措置」を取るよう義務づけ。違反した企業には最高4950万豪ドルの罰金を科す。

○　規制対象となるプラットフォームは大臣が指定することとされており、少なくともTikTok、Facebook、Instagram、Reddit、X、Snapchatが規制対象になる一方、WhatsApp等のメッセージアプリや、オンラインゲーム、YouTubeは対象外とされる見込み。

○　年齢認証の仕組みについて検討を要するとの理由から、施行まで最低１年を要するとされているところ、現時点で具体的な方法は未定。

アメリカの対応

・ユタ州：ソーシャルメディア規制法

○　ソーシャルメディア事業者に対して、未成年の利用に際した年齢確認・保護者の同意・利用時間の制限・データ収集の禁止・機能の制限を要求している。未成年はソーシャルメディア依存症に陥った場合、事業者を訴えることができる。事業者は、22:30—6:30の間アクセス禁止をしなければならない。

・アーカンソー州：ソーシャルメディア安全法

○　ソーシャルメディア事業者に対して、未成年の利用に際した年齢確認、保護者の同意を求めている。事業者団体の訴訟を受け、施行が一時停止中。

・カリフォルニア州：カリフォルニア年齢適正デザイン法

○　事業者によるこどもの個人情報の収集・販売・保持を禁止し、事業者に対して、未成年利用者のプライバシー設定のデフォルト化、年齢層の固有のニーズを考慮した製品・サービスの設計を求めている。事業者団体の訴訟を受け、施行が一時停止中。

（備考）こども家庭庁調査研究「アメリカ合衆国各州における青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査（令和５年度）」、「オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度等の調査（令和６年度）」により作成。

いわゆる「ディープフェイク」への規制について（オーストラリア、イギリス、アメリカ）

課題等

○　いわゆる「ディープフェイク」（※）については、オーストラリアにおいてＡＩを使って作成したとされる女子生徒約50人のポルノ画像が拡散される事件が発生し、イギリスにおいても被害が2017年から2023年で４倍以上に増加する等、各国でその対応が課題となっている。

○　オーストラリア、イギリスは法律においてディープフェイクの共有等を規制している。また、アメリカでは、フロリダ州が州法により、ディープフェイク・非合意のポルノを含む性関連犯罪を規制している。

（※）ディープフェイクとは、機械学習アルゴリズムの一つである深層学習（ディープラーニング）を使用して実在する人物の画像や動画、音声ファイルを編集・加工して偽の情報を組み込み、あたかも本物のように見せかける方法で作成された写真、動画、及び音声ファイルを指す。

オーストラリアの対応

○　生成AI等を使用したディープフェイクの性的画像がオンライン上で拡散される被害が増加していることを背景に、同意なき性的素材の共有を禁止した、「刑法」の改正法案が可決。

○　改正法は、改変されていない実際の素材だけでなく、AI等のIT技術を使用して作成・改変された素材の両方に適用され、禁錮刑を科すもの。

イギリスの対応

○　「オンライン安全法」により、サイバーフラッシング（オンライン上での痴漢行為）やディープフェイクも規制の対象。

○　「性犯罪法」が改正され、コンピューターグラフィックスまたはその他デジタル技術を使用して作成、変更した写真や動画を、他人に警告、苦痛、または屈辱を与える目的で送信（共有）した場合、刑事記録と無制限の罰金が課される可能性がある。

○　こどものわいせつな写真や類似写真（動画、ディープフェイクを含む）の撮影、作成、配布、共有は「児童保護法」で、所持は「刑事司法法」で規制（いずれの法律でもディープフェイクという言葉は用いられていないが、わいせつな写真や疑似写真という言葉で解釈）。

アメリカ（フロリダ州）の対応

○　セクストーション被害への賠償額増額・性的画像の窃盗・同意のない性的コンテンツの拡散を禁止。

○　同意なしに特定可能な個人の性的描写を改変することを違法とする。生成AI等を用いて実際行っていない性的行為を行っているように改変するディープフェイク動画・画像も訴追の対象となる。

○　セクストーションを行うこと、性的なコンテンツを盗むこと、同意なしで性的画像を拡散すること、金銭的利益を得ることを目的に性的画像を拡散することを禁止し、これらは全て、最高で懲役5年～15年が課される可能性のある、重罪の対象となる。

（備考）こども家庭庁調査研究「アメリカ合衆国各州における青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査（令和５年度）」、「オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度等の調査（令和６年度）」により作成。

いわゆる「アルゴリズム」への規制について（アメリカ）

課題等

○　SNS等において設定されたアルゴリズム（ユーザーに表示される投稿を最適化するためのルールや仕組み）により、特定の内容が頻繁かつ自動的に表示されることで、こどもに悪影響を及ぼしているという指摘がある（※１、※２）。

○　アメリカのニューヨーク州においては、「こどもに対する中毒的なフィードによる搾取を禁止する法」（2024年６月20日に承認済み）において、中毒性のあるフィード機能（スクロールによって一覧表示されるようなコンテンツのリストのことを指す。ソーシャルメディアのタイムラインや最新のおすすめ動画一覧等が具体例として挙げられる。）という特定の機能の提供を禁止している（中毒性のあるフィード機能を含むあらゆるWebサイト・アプリが対象。）

（※１）法案中では、企業が開発した高度なアルゴリズムによるフィードは、未成年のソーシャルメディアの利用を大幅に増加させ、うつ病・不安症・自殺願望・自傷行為といったメンタルヘルスや暴飲暴食・肥満、薬物の多用、不眠といった健康状態へ悪影響を及ぼしているとされている。

（※２）法案では、利用者の関心をひきつけ長時間利用を促すような中毒性のあるフィードによって収益を得ながら、損なわれている未成年の健康に対して対策を行っていないソーシャルメディア企業が強く非難されている。ニューヨーク州は10代の自殺率が全米3位であり、TikTokのフィード機能により自殺や自傷を促すコンテンツを視聴させられたことを機に16歳の少年が自殺する等の悲惨な事件も発生しており、未成年のメンタルヘルスは大きな社会問題となっている。

ニューヨーク州の対応

○　ソーシャルメディア事業者は、中毒性のあるフィードを提供する際に、商業的に合理的な方法（生体認証又は政府による身分証明書による確認）を用いて利用者の年齢を確認しなければならない。

○　ソーシャルメディア事業者は、保護者の同意なしに、未成年に対して中毒性のあるフィードを提供してはならない。提供する場合は検証可能な保護者の同意を得なければならない。

○　ソーシャルメディア事業者は、保護者の同意なしに、未成年のアカウントに対して夜間（午前0時から午前6時まで）に通知を送信してはならない。また、通知を送信できないことを理由に、未成年の利用者に対してサービス・機能の差し止め、品質の低下、価格の値上げを行ってはならない。事業者が違反した場合は、違反1件につき5,000ドル、事件1件及び利用者1人につき5,000ドル、さらに、訴訟に際する弁護士費用が科される。

（備考）こども家庭庁調査研究「アメリカ合衆国各州における青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査（令和５年度）」により作成。

「プラットフォーマー」への規制について

課題等

○　EUにおいては、①安全でアクセスしやすく、予測可能で信頼できるオンライン環境と、②欧州連合基本権憲章で保障された基本的権利及び自由の行使を確保するため、デジタルサービス法（DSA）において、オンラインプラットフォーム等の仲介サービス提供者の義務を規定。

○　イギリスにおいては、より安全なオンラインサービスの提供確保を目的として、違法または有害なコンテンツによるリスクを特定・軽減・管理する義務をオンラインサービス提供者に課す「オンライン安全法」が2023年に制定。

EUの対応

○　ソーシャルメディアやオンライン・マーケットプレイス、検索エンジンなど、EU域内でオンライン上の仲介サービスの提供する全事業者に対し、仲介サービスの透明性や事業者の説明責任を強化。

○　未成年に対して特別に配慮することを義務付ける規定を設け、未成年を対象とするまたは未成年が利用するサービスの事業者が、その利用条件や制限事項を未成年者が理解できるような方法で説明すること、未成年を対象とするオンラインプラットフォームの広告やプラットフォームにおける未成年の個人情報の取扱いを制限もしくは禁止、さらに、リスクアセスメントにおける未成年の保護や悪影響の審査を行うこと、リスク軽減のためにペアレンタルコントロール等のツールを用いた支援措置を講じることを規定。

イギリスの対応

○　ユーザーがオンラインでコンテンツを共有したり、ユーザー同士が交流できるサービス（規制ユーザー間サービス、規制検索サービス）のうち、ユーザーに相当数のこどもを含むもの、こどもを引き付けるものである場合、アクセス評価を実施する必要がある。アクセス評価の結果、こどものアクセスが見込まれると断定された場合には、通常のリスク評価に加えて、こどものリスク評価を実施する必要がある。

○　青少年の閲覧に不適切となる情報を、「違法なコンテンツ」と「こどもに有害なコンテンツ」と整理し、「こどもに有害なコンテンツ」のうち、ポルノや自殺等の「主要な優先コンテンツ」は、こどもがアクセスできないようにしなければならないほか、虐待、イジメ等の「優先コンテンツ」は、年齢に応じたアクセス権を付与する必要がある。

（備考）内閣府調査研究「欧州連合（EU）、欧州評議会（CoE）及びイギリスにおける青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査（令和４年度）」、こども家庭庁調査研究「オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度等の調査（令和６年度）」により作成。